

瑞松寺「永代供養墓」使用規約

第一条 名称

瑞松寺永代供養墓（以下、供養墓という）と称す。

第二条 管理および運営について

宗教法人瑞松寺（以下、当寺という）がこれにあたる。

第三条 納骨・永代供養の申し込みについて

- (1) 当寺住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方であれば申し込みできる。
- (2) 申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- (3) 生前の申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、立会人（連絡人）と連署・捺印の上行う。
- (4) 申し込み者（以下、施主という）は、供養墓の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
- (5) 申し込みは随時受け付ける。

第四条 納骨について

- (1) 火葬した人骨のみを納骨する。但し、土葬された遺骨を改葬して納骨する場合はこの限りではない。
- (2) 納骨は、供養墓への合祀とする。
- (3) 納骨した遺骨は事情の如何を問わず返還しない。

第五条 法要について

- (1) 納骨時に納骨法要を行う。但し、納骨法要は施主と当寺の間で日時を決定し行うものとする。
- (2) 納骨および供養墓に関する法要および儀式は当寺が当寺の作法および経典にて行う。
- (3) 納骨された霊位は、当寺開山堂設置の永代供養墓過去帖に記帳し、納骨以降、毎年春秋彼岸に回向による永代供養を行う。
- (4) 個別の年忌法要や回向は、当寺と施主の間で別途取り決める。

第六条 納骨・永代供養料

- (1) 永代供養料は三十万円／一霊とし、申し込み時に一括納入する。
- (2) 一旦納入された永代供養料は、理由の如何を問わず返還しない。

第七条 その他

- (1) 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。
- (2) 規約の定めなきものについては、墓地埋葬法等及び納骨に関する法律、同施行規則、同取扱手続きに準ずる。

以上

平成 24 年 2 月 1 日
宗教法人 瑞松寺
住職 茅野俊幸